

第5回全体会で出された質問に対する回答

Q 1	<p>地域生活センター職員雇用の経緯と社会保険料事務について</p> <p>コミ協が指定管理者となる前は市が地域生活センターに職員を置いていた。コミ協会長が代わる度に社会保険等の事務手続きを職員が自分で行うことになるほか、任意団体の会長が社長の立場となることもおかしいのでは。</p>
A 1	<p>地域生活センター（コミュニティセンター・コミュニティハウス）は、地域住民の連帯感を高め、住みよい地域づくりを推進するための施設として、新潟市が設置しています。</p> <p>地域生活センターは、地域のまちづくりの拠点施設として活用されるなどの設置の目的を達成するため、また利用者としての声を直接反映できるなど市民サービスの向上が期待されることから、地域の皆様に管理運営していただくことを基本としており、指定管理者制度により、条例に定める手続きに基づき、地域のまちづくりの核である地域コミュニティ協議会、又は地域の利用団体の代表者などで構成される管理運営委員会などに、管理運営を委ねています。（新潟市コミュニティセンター・コミュニティハウスの手引き）</p> <p>以上のことから、任意団体の職員として指定管理の事務を務めていただくことは問題ありません。コミ協会長が毎年代わったとしても、社会保険等の事務手続きの変更が生じることは、制度の手続き上必要なことであり、実施していただくこととなります。</p> <p>センター管理と職員雇用の経緯は別紙のとおりです。</p>
Q 2	<p>コミ協が無くなった場合のセンター管理について</p> <p>コミ協が無い地区があると思うが、コミ協が無くなった場合のセンター管理は誰がするのか。</p>
A 2	<p>現在、市内にコミ協が存在しない地域はありません。</p> <p>平成 22 年に紫竹地域コミ協は、活動がなく不要であるとの理由で解散しましたが、コミ協加入の必要性を再認識したことから、構成していた自治会の一部が、翌年に木戸コミ協、江南コミ協へ加入し、残りの自治会は紫竹中央コミ協を立ち上げたという経緯があります。</p> <p>コミ協が無くなった場合、地域生活センターの管理は、公募または地域の利用者や自治会からなる管理運営委員会が発足する場合は指定をさせていただくことも考えられます。</p> <p>コミ協が無くなると直接個々の自治会との連携をさせていただくこととなりますが、これまでコミ協を中心に支援させていただいていた制度も利用できなくなってしまうものもあり、地域にとっては不利益を生じることも出てくると思います。</p> <p>コミュニティ協議会は、地域、自治会と行政をつなぐ要となる存在です。市としても共に連携を続けさせていただきたいと思っていますので、ぜひ継続していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>

地域生活センター管理の経緯について

旧白根市時代 ……地域生活センターの機能は支所的な位置づけで職員が配置される

①集会所的な機能

地域住民の融和や連帯感の醸成を目的とする

②社会教育の場（公民館）としての機能

健全な教養文化の向上を目的とする

③行政サービスコーナーとしての機能

地域住民の利便性向上のため住民票の取次をする

H15. 4 月	4 センター（新飯田，小林，鷲巻，根岸）で管理運営委員会による地域管理を開始 …(A)
H16. 4 月	5 センター（茨曾根，庄瀬，臼井，大郷，大通）で管理運営委員会による指定管理を開始 …(B)
H16. 12 月	(A)のセンターを指定管理施設とする（12月議会）
H17. 4 月	合併に際し民間職員が住民票等を扱うことなどを問題視し，管理運営委員会への指定管理移行に伴い，市が非常勤職員を雇う形で対応
H21. 4 月	白根地域生活センターでコミ協による指定管理を開始
H23. 7 ～ 8 月	指定管理者に利用料金制の条例化について説明（南区地域課）
H23. 12 月	「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例」改正（12月議会） 旧新潟市では、施設管理者が各種主催事業や施設の管理運営の財源として協力費を徴収していたが、この協力費を条例に基づく利用料金に移行することにより明確化を図る。 ※南区・旧白根市の10施設、北区・旧豊栄市の5施設、江南区・旧横越町の2施設は、平成26年4月に制度統一を図るとされた。
H24. 3. 22	南区自治協議会において、コミセン条例の改正について報告（コミュニティ支援課）
H25. 6 月～	指定管理者に説明と調整（利用料金制度，職員の身分について）
H25. 7 月～	利用団体に利用料金制度への移行を説明
H26. 4 月	全市でコミュニティセンター等の利用料金制度の統一 ・コミュニティ協議会が指定管理者として全てのセンター管理に当たる ・公民館の分館としての機能を廃止 ・各センター職員は各コミ協の職員として採用
現在	白根地域生活センターを除いた9施設において，行政の出先窓口を設置し，住民票の写しや印鑑登録証明の取次・受渡しを実施（大通センターは非常勤職員配置，他はデリバリ方式）